

関西学院ヒューマンサービスセンター規約

1. 設置・名称

第1条 本団体は関西学院ヒューマンサービスセンター（以下H S C）と称し、その事務所を関西学院宗教センター内に置く

2. 目的

第2条 H S Cは、関西学院のスクールモットーであるマスタリー・フォー・サービスの精神に基づき、関西学院を中心とするボランティア活動の活性化を進め、同時に関西学院と地域との開かれた関係を築くことによって、豊かな市民社会形成に貢献することを目的とする

3. 事業

第3条 H S Cは上記の目的を達成するため研究・教育・実践活動の3領域において以下の事業を行う。

- 1) 関西学院の学生・生徒・卒業生・教職員、および地域社会の人々へのボランティアコーディネート事業
- 2) ボランティア活動のインキュベーション
- 3) 学内ボランティア諸団体のネットワーク形成とそれぞれの団体の事業に対する協力
- 4) 学内外ボランティア団体、非営利組織など上記目的に合致した諸団体とのネットワークの形成
- 5) ボランティア・非営利組織・市民社会等に関する、学内外における教育事業
- 6) ボランティア・非営利組織・市民社会等に関する、学内外における研究事業
- 7) その他、前条の目的に合致する事業

4. 組織

第4条 H S Cの活動に賛同する関西学院の学生・生徒・卒業生・教職員、その他運営委員会の認めたものは、H S Cの構成員となることができる

第5条 H S Cに代表1名を置く。代表は、H S C構成員である関西学院教職員の中から運営委員会においてこれを選出し、その任期は1年とする。

第6条 H S Cに学生代表1名、学生副代表1名、会計1名を置く。これらはH S C構成員である関西学院大学学生の中から、運営委員会の承認を経て選出し、その任期は1年とする

第7条 H S Cに顧問を若干名置くことができる。顧問は運営委員会がこれを委嘱する。

第8条 総会は運営委員会で協議の上、代表がこれを召集する。

第 9 条 H S C の運営、上記の事業の具体的な推進の為に運営委員会を置く

第 10 条 運営委員会は 7 名から 15 名を定員とする。運営委員は運営委員会がこれを委嘱する。代表、学生代表、学生副代表、会計、教職員 3 名は運営委員でなければならない。

第 11 条 運営委員会は、H S C の構成員からなり、その過半数は関西学院教職員が占める。

5. 運営

第 12 条 運営委員会は原則として毎月 1 回これを開催する

第 13 条 運営委員会の議事は、代表がそれを主催し、出席者の過半数でこれを決する。

第 14 条 H S C の予算、決算、事業報告、事業計画、役員名簿は、運営委員会で作成され、関西学院宗教センターを通じて、適宜公開されなくてはならない。

6. その他

第 15 条 本規則の改正は、運営委員会の 3 分の 2 以上の賛成をもってこれを行い、関西学院宗教センターに報告する。